

## 出席停止の連絡

保護者 様

富山県立富山高等学校長

百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘等は、学校において予防すべき感染症として出席停止扱いとなります。医師と相談の上、適切な処置をとられるようお願いいたします。登校を再開する際には、登校許可証明書の提出をお願いいたします。

記

- 1 氏名 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ 氏名
- 2 理由 百日咳・麻しん・流行性耳下腺炎・風しん・水痘・咽頭結膜熱  
結核・髄膜炎菌性髄膜炎・腸管出血性大腸菌感染症  
流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎  
その他 ( \_\_\_\_\_ ) の疑い
- 3 期間 学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 項に規定されている期間、または  
病状により医師が感染のおそれがないと認めた日まで

主治医 様

上記の疾病は、感染のおそれなくなるまで登校できないことになっています。恐れ入りますが、診断・治療の上、下記に登校許可日を記入していただき、本人にお渡しくださいようお願いいたします。

## 登校許可証明書

学校長 様

病 名 : \_\_\_\_\_

登校許可日 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名

主治医氏名 \_\_\_\_\_

- ※ 登校を再開する際には、登校許可証明書を担任（学校）に提出してください。
- ※ 「インフルエンザ」、「新型コロナウイルス感染症」は、保護者が記載する「治癒報告書」を提出してください。

## 学校において予防すべき感染症の出席停止期間の基準

分類	病名	出席停止の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ 等	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等の感染症を除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹(はしか)	発しんに伴う発熱が解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)であるものに限る)	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;">                     ※ 学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができるもの。必ず出席停止を行うべきというものではない。                 </div>
	その他の感染症 感染性胃腸炎、サルモネラ感染症・カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症・肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑(りんご病)、RS ウイルス感染症、EB ウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A 型肝炎、B 型肝炎、伝染性膿痂疹(とびひ)、伝染性軟属腫(水いぼ)、アタマジラミ症、疥癬、皮膚真菌症 等	